

公益通報者保護に関する規程

特定非営利活動法人あそびとまなび研究所

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人あそびとまなび研究所（以下「当法人」という。）における不法行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに当法人に対する社会的信頼の確保のため、公益通報制度を設けるとともに、その運営方法等必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、当法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

(通報等)

第3条 役職員の不正行為として、次に掲げる事項が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員（直接的又は間接的に関係する者を含む。）はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）することができる。

(1) 法令又は定款に違反する行為

(2) 当法人の名誉又は社会的信用を侵害し又は失墜させるおそれのある行為

(3) その他当法人の役職員等又は利害関係者が重大な損害を生じるおそれのある行為

2 通報等を行った者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した役職員等及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを認知した役職員は、この規程に基づき通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 当法人は、コンプライアンス担当理事を「ヘルプラインの窓口（以下「ヘルプ窓口」という。）とし、役職員は、電話、電子メール又は直接面談する方法等により、通報を行うことができる。

(ヘルプ窓口での対応)

第5条 ヘルプ窓口は、申告事項について受け付け、適切に対応を行うものとする。

2 通報等を受けたヘルプ窓口の担当者は、通報者に対して通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には、当該理由を明らかにしたうえで、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、或いは匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合、その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(公平公正な調査)

第6条 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査（以下「通報等調査」という。）は、コンプライアンス担当理事（以下、「担当理事」という。）が実施することを原則とする。

2 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。

3 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。

(調査結果の通知等)

第7条 通報等調査を担当した者（以下「調査担当者」という。）は、通報等調査について結果に至った場合には、速やかに役職員に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取り扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう十分注意するものとする。

2. ヘルプ窓口は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りでない。

3. 担当理事は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要を速やかに理事会に報告するとともに遅滞なくこれを公表するものとする。

(秘密の保持)

第8条 通報等を受けたヘルプ窓口は通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。

(不利益処分等の禁止)

第9条 当法人の役職員等は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

附則

この規程は、令和2年4月20日から施行する。